

逗子市内保育所利用調整基準の見直しについて

1 保育所利用調整の基準とは

認可保育所や小規模保育事業等の保育施設の利用については、国の定めに基づき市で各保育施設への入所を調整します。その際、各家庭の状況を踏まえた優先度を調整するため、本基準による基本点数及び調整点数により点数化するものです。

2 見直しの概要

社会情勢の変化に伴い、申請者の保育を必要とする状況も変化してきたことから、現在の利用調整基準の見直しを行います。災害時のスムーズな児童引き取りの観点から、既に同じ保育施設にきょうだいが入所している場合に適用される調整点数について、隣接する同一法人の保育所等（認可外保育施設を含む）にきょうだいが入所している場合も適用されるように見直しを行います。

3 見直しの時期

令和7年4月入所（令和6年10月頃申請開始予定）から適用します。

4 利用調整表の変更箇所

別添「見直し案」のとおり